別表第一の表二の第二のつつじ科の項の次に次のように加える。

いわたばこ科	アエスキュナントゥス・アクミナトゥス（ナガミカズラ）

別表第一の表二の第二のしそ科の項の次に次のように加える。

ひかげのかずら科	リュコポディウム・サルヴィニオイデス（ヒメヨウラクヒバ）

別表第一の表二の第二のらん科の項中「キュプリペディウム・マクラントゥム変種スペキオスム（アツモリソウ）」を「キュプリペディウム・マクラントゥム変種スペキオスム（アツモリソウ）クリュプトステュリス・タイワニアナ（タカオオオスズムシラン）」に、「プラタンテラ・ソノハライ（クニガミトンボソウ）」を「プラタンテラ・ソノハライ（クニガミトンボソウ）プラタンテラ・ステノグロサ亜種イリオモテンスィス（イリオモテトンボソウ）ヴリュダグズュネア・ヌダ（ミソボシラン）」に改め、同項の次に次のように加える。

きじのおしだ科	プラギオギュリア・コイドズミイ（リュウキュウキジノオ）

別表第二の表二の第一の四の（二）中「さんしょううお目」を「有尾目」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年五月一日から施行する。

環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣　安倍　晋三

訓　令

○内閣府訓令第十五号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表共生社会政策担当の項中6を削り、7を6とし、8から13までを1ずつ繰り上げ、14及び15を削る。

附　則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第二百十七号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年四月十五日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡長尾村滝口六千四百四十二番地
吉田久五郎

○法務省告示第二百十八号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年四月十五日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡白浜町白浜七千九百三十六番地
木曽　久松

○法務省告示第二百十九号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年四月十五日

法務大臣　上川　陽子

沖縄県宮古郡上野村字新里五百四十二番地の一
前里　金

○外務省告示第百三十五号

平成二十七年四月二日にマプトで、ナカラ回廊送変電網強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ナカラ回廊送変電網強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十億千二百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年七月三十一日まで
4　署名者

日　本　側　水谷章在モザンビーク大使
モザンビーク側　ニエレティ・ブルーク・モンドラーネ外務協力副大臣

平成二十七年四月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○文部科学省告示第九十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第四号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号及び第百六十二条、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十八条第二項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）並びに専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十三条第二項の規定により、外国の大学又は大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設として、次に掲げるものを、一については平成二十七年四月一日付けで、二については平成二十七年三月三十一日付けで指定したので、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成十六年文部科学省告示第百七十六号）第四条の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月十五日

文部科学大臣　下村　博文

一　外国の大学の課程を有する教育施設

名称	位置	課程の名称	当該課程の修了者が修了したとされる当該外国の学校教育の課程の年数
北京語言大学東京校	東京都豊島区南池袋二丁目二十九番十四号	中国語学部中国語学科	十六年

二　外国の大学院の課程を有する教育施設

名称	位置	課程の名称
マギル大学ジャパン	東京都新宿区西新宿八丁目四番二号	経営学修士課程（ＭＢＡ）日本プログラム

○国税庁告示第十号

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第十三条第八項第三号の規定に基づき、酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成九年五月一日付国税庁告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月十五日から適用する。

平成二十七年四月十五日

国税庁長官　林　信光

表中「果実酒及び甘味果実酒」の項「混和することができる物品名」欄中「クエン酸」の次に「、カルボキシメチルセルロースナトリウム」を加える。